

2025年4月4日、A建設会社（以下「A社」という。）は、Y不動産会社（以下「Y社」という。）との間で、戸建て住宅（以下「本件建物」という。）に係る建築請負契約を報酬5000万円で締結した。

A社は、真面目な仕事で定評があったが、本件建物の建設に関わった従業員は、やる気がなかったため、怪しげな工事が進んでしまった。

本件建物は、2025年12月中旬に竣工し、Yに引き渡された。

一方でA社は、資金繰りに苦しんでおり、2025年1月20日にXから借り入れた5000万円の借入金（以下「本件借入金」という。）の返済に窮していた。

そこで、A社は、2025年8月1日に、Y社に対する請負代金5000万円（以下「本件債権」という。）をXに譲り渡すことをもって弁済とする旨の合意をした。

そして、A社は、2025年8月2日に、Yに対して「本件債権の支払先はXとなるので、Xへ支払ってください。」との通知をした。

2026年1月20日、Xは、Yに対し、本件債権について、5000万円を支払うよう請求した。

以下の問い合わせに答えよ。なお、設問1及び設問2は、別個の設問とする。

【設問1】

2025年5月中に行われた防音工事において、A社は防音材の種類を誤って発注してしまい、工事により本件建物の十分な防音性能を保つことができなかつた。結果として、本件建物に隣接する高速道路からの騒音が、本件建物になだれ込む事態となっている。

このような場合に、XのY社に対する請求は、認められるか。Yが同時履行の抗弁権を主張することを想定し、検討せよ。

【設問2】

仮に、A社がY社に対して2025年8月2日に行った債権譲渡通知は存在せず、代わりに、Y社は、A社から本件債権の将来の譲渡のために事前の承諾がほしいと申し入れられ、2025年4月24日に、A社に対し本件債権の譲渡を譲受人を限定せずに承諾していたとする。その後、事案の通り、2025年8月1日にA社はXに本件債権を譲渡したとする。

このような場合に、Y社はXに対しては支払いたくないとして、本件債権を譲り受けたX銀行からの請求を拒むことができるか。

【設問3】

仮に、A社とY社との間で、請負契約の報酬債権については第三者に譲渡しない旨の合意がなされていたとする。それにもかかわらず、A社はXに対する借入金の返済に困り、Xに対し上記合意について説明した上で本件債権を譲渡した。本件債権が譲渡されたことを知ったY社は不服に思ったものの、譲受人が以前から取引関係のあるXであることから、

債権譲渡を承諾したいと考えている。

このような場合の、A 社の X に対する本件債権の譲渡の効力について、検討せよ。なお、設問 1 及び設問 2 いずれの事実も存在しないものとする。

1 設問1について

2 第1 X側請求

3 ア XはYに対しAY間の請負契約(民法632条)に基づく5000万

4 円の報酬支払請求をすると考えられる。Xの請求が認められるた

5 めには、Xは債権譲渡(民法466条1項)によって上記報酬支払請

6 求権(以下、「本件債権」とする)を取得していることから①本件

7 債権の発生原因事実及び②本件債権の取得原因事実が必要とな

8 る。

9 イ ①について、請負契約において報酬支払請求権は仕事の目的

10 物の引渡しと同時に発生する(民法633条)。したがって本件債権

11 の発生原因事実としては(i)請負契約の締結及び(ii)目的物の引渡

12 しが必要である。

13 本件において、YとAは2025年4月4日、本件建物の建築

14 工事を報酬5000万円でAに請け負わせる契約を締結しており

15 ((i)充足)、Aは2025年末に本件工事を竣工させYに引渡して

16 いる ((ii)充足)ことから要件を充足する。

17 ウ ②について、本件においてXはAとの間で本件債権を代物弁

18 済(民法482条)によって取得しているが、代物弁済は諾成契約で

19 あり、弁済者と債権者の間の合意のみによって成立するためこ

20 のときに債権の移転効果が生ずる。したがって本件債権の取得

21 原因事実として、2025年8月1日、AとXが、AのXに対す

22 る5000万円の貸金債務の弁済に代えて本件債権をXに譲渡する

23 旨合意した事実を主張すればよい。

1 エ 以上より①②ともに満たされるから、Xの請求が基礎づけられ
2 る。

3 第2 Y側反論

4 ア Xからの請求に対し、Yは債務者対抗要件の抗弁(民法467条)

5 1項)として、Aが譲渡の通知をし、又はYが承諾をしない限

6 り、Xを債権者と認めないと主張することが考えられる。

7 もっともこれに対してはX側から債務者対抗要件具備の再抗弁

8 として2025年8月2日にAからYに対しAX間の債権譲渡に

9 ついての通知をした事実を主張することが考えられるためYの

10 反論は認められない。

11 イ 次にYは、債権の譲渡における債務者の抗弁(民法468条1

12 項)を主張しXに対抗することが考えられる。抗弁事由としては

13 YのAに対する請負契約の契約不適合による解除(民法559条、

14 564条、541条)、代金減額(民法559条、563条)、及び追完に代

15 わる損害賠償請求(民法559条、564条、415条1項)を理由とす

16 る同時履行の抗弁権(民法533条本文)の主張が考えられる。

17 この点、契約不適合の内容としては防音工事が不十分であ

18 り、本件建物に隣接する高速道路からの騒音を十分に防げてい

19 ないという品質に関する不適合が挙げられる。この契約不適合

20 の存在により代金減額請求及び追完に代わる損害賠償請求は基

21 礎づけられ、さらにYはAに対し補修工事を行うよう何度も求

22 めていた事情から催告としての修補請求が認められ、催告解除

23 も基礎づけられる。

1 ウ イで主張している抗弁事由及び自働債権は債権譲渡の対抗要

2 件具備時よりも前に発生、取得している必要がある(民法 468 条

3 1 項、469 条 1 項)。ここでの抗弁事由はその基礎事由が債権譲

4 渡の対抗要件具備時までに発生していればよい。本件における

5 抗弁事由の基礎は契約不適合の存在であると考えられるが、こ

6 れは本件建物の防音関係の施工工事中(すなわち 2025 年 5 月

7 中)に発生したものであり、対抗要件具備時(2025 年 8 月 2

8 日)までに抗弁事由(同時履行の抗弁権)の基礎は発生してい

9 たと言える。したがって Y の反論が基礎づけられる。

10 以上より、X の Y に対する請求は認められない。

11 設問 2について

12 ア Y は、A に対してした譲受人を特定しない承諾は「承諾」(民

13 法 467 条)に当たらないとして、X からの請求を拒めるか。

14 イ 譲受人を特定しない譲渡前の承諾は民法 467 条の「承諾」に

15 あたるか。

16 たしかに、譲受人を特定しない承諾であっても、譲渡債権さえ

17 特定されていれば、債務者自身は特定の債権が譲渡される事実

18 を認識できているのであるから、債務者対抗要件として十分で

19 あると考えることもできる。

20 しかし、467 条 1 項の趣旨が債権譲渡に関する債務者の認識を通

21 して、債務者に公示機能を営ませようとした点にあることを重

22 視すれば、譲受人を特定しない承諾は、債務者をインフォメー

23 ションセンターとして公示機能を果たさせる機能が果たせない

1 ので、第三者対抗要件としてはもちろん、債務者対抗要件とし
2

3 ても不十分であり、民法 467 条の「承諾」には当たらない。
4

5 ウ したがって、Y が譲渡前にした譲受人を特定しない承諾は民法
6 467 条の「承諾」とは言えず、X は未だ対抗要件を具備していな
7 いかから、Y は X の請求を拒むことができる。

設問 3について

8 ア A と Y は本件債権を第三者に譲渡しない旨の合意をしてお
9

10 り、これは譲渡禁止の特約（民法 466 条 2 項）にあたると言え
11

12 る。譲受人である X は A から上記特約について説明を受けてい
13 たのであるから悪意と言え、民法 466 条 3 項により本件債権譲
14 渡は無効になるとも考えられる。しかし、これでは承諾したい
15 と考えている Y の意思を無視することになるため、有効と考え
16 られないか。

17 イ 民法 466 条 3 項の趣旨は、債務者が望まない債権譲渡がなさ
18 れることを防ぎ、債務者の利益を保護することであると言え
19

20 る。そうであれば、譲受人が悪意又は重過失であっても、債権
21 譲渡のうちに債務者がこれを承諾したときは、債権譲渡を有効
22 としても債務者の利益は害されないことから債権譲渡は有効と
23 解すべきである。また、民法 116 条の法意に照らし、民法 466
24 条 3 項により無効であった債権譲渡についても、債務者が承諾
25 をしたときは当該債権の譲渡時に遡って有効となると考えるべ
きである。

以上

予備試験答案練習会(民法債権法 I)採点基準表

受講者番号	
-------	--

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(19)		
466条第1項の要件を出している。		3	
要件2つについて適示している。		2	
同時履行の抗弁権について要件を出している。		3	
468条について、抗弁の基礎となる事由発生時がポイントになることを適示している。		7	
本件における妥当な結論を導いている		4	
〔設問2〕	(17)		
譲受人を特定した承諾が論点であることを適示している。		3	
467条を適示している。		2	
譲受人を特定した承諾がなぜ問題か適示している。		7	
本件において相殺可能である旨の結論を出している。		5	
〔設問3〕	(14)		
譲渡禁止特約が問題であることを適示している。		5	
466条3項の趣旨について適示している。		5	
116条の法意を適示している。		2	
本件において妥当な結論を示している。		2	
合 計	(50)	50	

債権譲渡：抗弁権の問題

Point

- ・代物弁済（482条）
- ・債権譲渡の債務者対抗要件（467条1項）
- ・債権譲渡における債務者の抗弁（468条1項）
- ・譲受人を特定しない承諾
- ・譲渡禁止特約つき債権の譲渡と債務者の承諾（466条3項）

設問1 X→Y α請求

第1 Xの請求

1 Xに帰属するAY間のα債権の行使

(1) 要件

Xは、Xに帰属するAY間のα債権を行使する。そのためには、Xは以下の4点を主張する必要がある。

- ①行使するα債権の発生原因事実
- ②α債権の自己への移転
 - i 消滅する債権の発生原因事実
 - ii 代物弁済合意（482条）
 - iii④その合意の当時に、債権αが債務者Aに帰属していたこと

(2) 要件の理由

②について、本件では、iv対抗要件具備まで必要なか問題となる。

これに関して、代物の給付により「債権消滅」の効果が与えられるためには、代物弁済契約の履行として給付が現実にされ、かつ完了

しなければならない。例えば、代物給付の目的物が不動産である場合は、移転登記を完了した時に、代物弁済による債権消滅が認められる（最判昭39年11月26日）。

他方、代物弁済による「所有権移転の効果」は、原則として当事者間の代物弁済契約の意思表示（176条）によって生じる（最判昭和40年3月11日）。

本件では、XA間の債務消滅が問題となっているわけではなく、Xにα債権が移転しているかが問題となっているから、ivは必要なく、iiで足りる。

(3) 要件該当性

ア①に関して

α債権は請負代金債権であり、XはAY間の請負契約・目的物の引渡しを主張立証すればよい。仮に履行期の合意があり、それが到来していないなら、これはYが抗弁として主張すべきである。

イ②に関して

iについて、XA間5000万円の貸金債権の存在を主張立証する。

iiについて、2025年8月1日、代物弁済合意がなされている。

iiiも認められる。

(4) 結論

以上から、Xの請求は基礎付けられる。

第2 Yの反論

1 債務者対抗要件の抗弁（467条1項）

Yは、Xが債務者対抗要件を備えるまで、Xを債権者と認めない旨の権利主張を行うことが考えられる。しかし、本件では、2025年8月2日、XはYに対し債権譲渡通知を行っているので、債務者対抗要件具備の再抗弁が認められる。

2 追完に代わる損害賠償請求権との同時履行の抗弁権について

Yは対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由として、請負契約の契約不適合に基づく追完に代わる損害賠償請求権の存在を主張し、追完に代わる損害賠償請求権と報酬請求権は同時履行の関係に立つので（533条）、これをXに対抗することが考えられる。

本件建物に関する契約不適合は、Xの対抗要件具備前に生じていることから、Yの抗弁は認められる。

設問2

譲受人を特定していない譲渡前の承諾の効力

判例は、質権設定における事前承諾が問題となった事案において、467条1項の趣旨が債権譲渡に関する債務者の認識を通して、債務者に公示機能を営ませようとした点にあることを重視して、譲受人を特定しない承諾は、第三者対抗要件（364条、467条2項）としては無効であるとしている（最判昭和58年6月30日）。債権質と債権譲渡担保では同様に考えることができるが、本件では、第三者対抗要件ではなく債務者対抗要件が問題となっているから、当該判例の射程が及ぶか問題となる。確かに、第三者対抗要件の関係では、債務者をインフォメーションセンターとして公示機能を果たさせる機能が果たせないので、第三者対抗要件としては無効である。これに対し、債務者対抗要件については、このような機能は認められない以上、当該判例の射程は及ばないとも思える。しかし、インフォメーションセンターとしての機能は総合的に判断するべきであり、第三者対抗要件と債務者対抗要件は切り離せない関係にあるため、467条1項と2項は全体として強行規定であると解される。したがって、債務者対抗要件についても当該判例の射程は及ぶと解される。

設問3

譲渡禁止特約つき債権の譲渡と債務者の承諾（466条3項）

譲受人が悪意重過失であっても、その後に債務者が債権譲渡に承諾したときは、債権譲渡は譲渡時に遡って有効となる（116条の法意、最判昭和52年3月17日）。譲渡禁止特約は、債務者の利益を守る特約であり、債務者の承諾があれば譲渡制限が解消されると考えられるからである。ここで「法意」となるのは、116条は、原則有効な契約である無権代理行為について権利者の追認がある場合を想定しているのに対し、譲渡禁止特約の局面では、物権的効力説によればそもそも契約が無効である点が異なるからである。

2026年02月08日 答案練習会

民法債権法 I

最優秀答案

回答者：M・Yさん

設問 1

1 まず、XのYに対する5000万円の支払請求が認められるには、①債権の発生原因事実、②Xが①の債権を取得した事実が認められることを要する。

本件では、2025年4月4日にAY間で請負契約（民法（以下略）632条）が締結された。そして、請負契約についての報酬請求に関しては仕事完成が先履行であり、原則として目的物の引渡しを要するところ（633条本文）、同年12月中に本件建物は竣工しYに引き渡されている。そのため、請負報酬請求が発生している（①）。また、2025年8月1日にXA間で5000万円の本件借入金債務の弁済に代えて、Aが有する①の請負報酬債権を譲渡する（466条1項）旨の代物弁済契約（482条）が締結された。そのため、Xは①の債権を取得したといえる（②）。

したがって、Xの請求は認められうる。

2 (1) もっとも、本件では、Aが行った本件建物建設という仕事につき、誤発注による防音性能の不備が生じており、「債務の本旨

コメントの追加 [SM1]: 請求原因事実
が丁寧に記載されていて良いです。

に従った履行をしない」ことにより騒音が建物内に傾れ込むという「損害」が生じている（415条1項本文）。そして、Aの誤発注が原因であるため「債務者の責めに帰することができない事由」によるととはいえない（同項ただし書）。さらに、一度建物が形式上完成すれば、これを解体して再度防音工事をし直すことは社会通念上不可能であり（412条の1第1項）、「債務の履行が不能であるとき」にあたる（415条2項1号）。そのため、Yは債務の履行に代わる損害賠償請求権を有している。

(2) そこで、Yとしては、Xの請求に対して、上記の損害賠償の履行を受けるまで報酬の支払いを拒むとの同時履行の抗弁権（533条括弧書）をもって、468条1項に基づき対抗することが考えられる。

同項の趣旨は、債権譲渡の本質が譲渡前後で同質性を維持し続けることに鑑み、譲渡に關知しない債務者が譲渡前よりも不利益を被ることを防止する点にある。

そこで、「事由」とは、対抗要件具備時において確定的に発生していることまでは不要で、その基礎となる事実が発生していれば足りると解する。

本件では、債務者対抗要件が具備されたのは2025年8月2日であるところ（467条1項）、Yが如上の同時履行の抗弁権を取得したのは本件建物の引き渡しを受けた同年12月中であると考えられる。もっとも、同時履行の抗弁権発生の基礎となった事実は、AY間の請負契約締結の事実であるところ、これは同年4月4日に発生

している。そのため、同時履行の抗弁権発生の基礎となる事実が債務者対抗要件具備時よりも前に生じている。

したがって、Y の同時履行の抗弁権に基づく報酬支払いの拒絶が認められる。

3 以上より、X の請求は認められない。

設問 2

1 将来債権譲渡も原則として有効であるところ（466条の6参考）、本件では、2025年8月1日に本件債権はAからXに譲渡された。そして、譲受人が譲渡の事実を債務者に対抗するには債務者対抗要件の具備が必要であるところ（467条1項）、本件では、譲渡よりも前の同年4月24日の時点で、Yは譲受人を限定せずに「承諾」していた。そこで、譲渡よりも前に行われた対抗要件の具備が有効か問題となる。

2 そもそも、同項の趣旨は、債権譲渡に関与しない債務者は二重弁済のリスクを負うため、二重弁済の危険を回避させる点にある。

そして、債務者が譲渡につきそれ以前に事前の承諾を与えていた場合、将来において債権が譲渡されうることを予測できる。もっとも、かかる予測は概括的であり、また、債務者は譲渡に関与しないことから実際に譲渡された後でなければ誰が債権者なのか確定できず、二重弁済の危険が残る。

そこで、譲渡前に行われた事前の「承諾」は対抗要件として無効と解する。

3 本件では、如上のように実際に本件債権が譲渡される2025

コメントの追加 [SM2]: 完璧な記載だと思います。

コメントの追加 [SM3]: 丁寧かつ適切に記載されています。

年 8 月 1 日以前の、同年 4 月 24 日の時点で債務者 Y による「承諾」が行われていた。そのため、X が譲渡後に改めて対抗要件を具備しない限りは二重弁済の危険が残存し、対抗要件として無効である。

4 以上より、Y は X からの請求を拒むことができる。

設問 3

1 債権に「譲渡制限の意思表示」(466条2項括弧書)が付されても、原則として債権譲渡は有効である(466条1項本文及び同条2項)。

本件では、A Y 間で、請負契約の報酬債権については第三者に譲渡しない旨の合意が付されていたところ、これは「当事者が債権の譲渡を禁止」したものと考えられ、「譲渡制限の意思表示」が付されていたといえる(同項)。

この場合でも、本件債権の譲渡は原則として有効である。

2 もっとも、譲渡制限の意思表示が付されている場合において、譲受人が譲渡制限の意思表示の存在について悪意又は重過失のときは、債務者は履行の拒絶ができる(466条3項)。そこで、譲受人が譲渡制限の意思表示につき悪意又は重過失の場合でも、債権譲渡が有効か問題となる。

この点、債権譲渡の有効性が原則とされる趣旨は、所有権絶対の原則に由来すると考えられる。また、同項は「債務の履行を拒むことができ、かつ、……対抗することができる」と定めているに過ぎず、文言上、譲渡の効力を否定しているものとは解されない。

そこで、譲受人が譲渡制限の意思表示につき悪意又は重過失の場

合であっても、債権譲渡自体は有効であると解する。大変

コメントの追加 [SM4]: 大変よく書けています！

3 本件では、如上のように A Y 間で譲渡制限の意思表示が付されている。そして、A が X に本件債権を譲渡する際に、本件債権を第三者に譲渡しない旨の合意すなわち譲渡制限の意思表示があることについて X に説明していた。そのため、X は譲渡制限の意思表示につき悪意である。

4 この場合でも、本件債権の譲渡は有効である。

以上

コメントの追加 [SM5]: 全体的にほぼ完ぺきに記載できていました！読みやすい文章でしたし、論理的で説得力のある記載ばかりで素晴らしいです。

司法試験予備試験答案練習会 2026年02月08日分 得点分布表
民法債権法 I

平均点25.55点

分布	人数
0	0
1~5	0
6~10	0
11~15	2
16~20	3
21~25	3
26~30	7
31~35	4
36~40	0
41~45	1
46~50	0

